

仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、令和8年度近畿農政局大阪府拠点構内電話回線設定変更業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 目的

この業務は、近畿農政局大阪府拠点（大阪合同庁舎第1号館6階）地方参事官室（総括・管理）職員の執務室移転に伴い、電話機及び複合機の配線・回線設定変更を行う。

3 業務概要

（1）業務名

令和8年度近畿農政局大阪府拠点構内電話回線設定変更業務

（2）業務場所

大阪市中央区大手前1丁目5番44号

近畿農政局大阪府拠点大阪合同庁舎第1号館6階（以下「庁舎」という。）

（3）履行期限

令和8年11月20日

4 業務内容

（1）対応作業

電話機12台、複合機1台の配線及び回線設定を行う。

（機種）交換機：日立 CX9000P

電話機：日立 HI-24E-TELSDA

複合機：コニカミルタ bizhub C551i

（2）試験

作業完了後、通話と電話機の作動の確認を行い、業務完了通知書を提出すること。

5 支払

支払期限は、適法な支払請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

6 環境配慮のチェック・要件化

（1）環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、次に示す環境関係法令を遵守し、新たな環境負荷を与えることにならないよう努め、また、環境関係法令の遵守以外の取組にも努めるものとする。

ア エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）

イ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律100号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

ウ 環境関係法令の遵守等

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

7 その他

(1) 作業時間は、閉庁日の8時30分から17時15分までの間に行うものとし、作業日は発注者及び受注者間で協議のうえ決定するものとする。

(2) この業務の実施に必要な電源、水道等庁舎設備については、発注者の許可を得た範囲において無償で使用するものとする。

(3) 発生材は、関係法令に遵守し受注者が適切に運搬・処分すること。

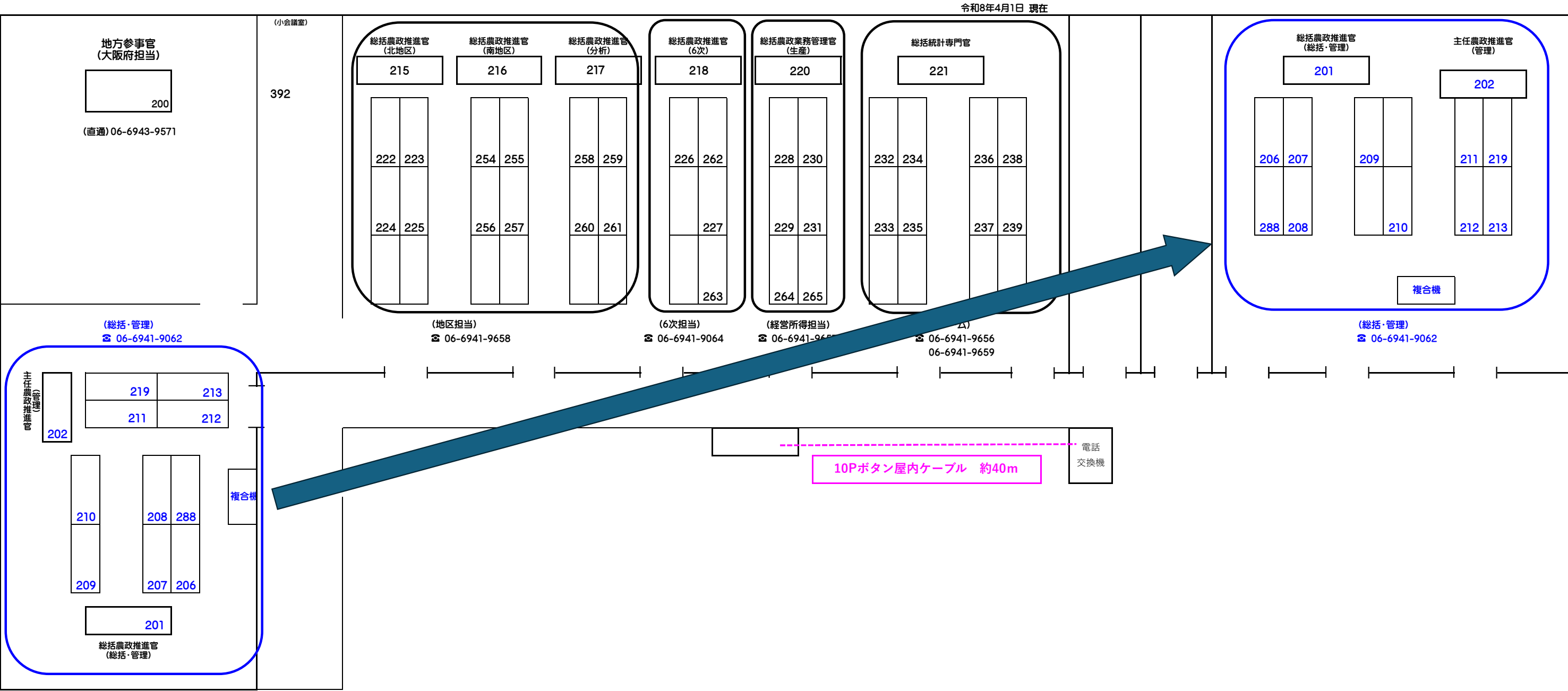
(4) 業務実施に際し既設の施設等が支障となるときは、その支障となる範囲において養生、移設等必要な措置を講じるとともに、業務完了後は清掃・片付けを実施すること。

(5) 業務完了後、検査職員の検査を受けること。

(6) 本仕様書に定めのない事項、又は業務実施に際し疑義が生じたときは、発注者と協議しその指示に従うものとする。

【作業後】

※下記□のレイアウト変更により配線及び回線設定を行う。



位置図

大阪合同庁舎第1号館（大阪市中央区大手前1-5-44）

